

医療情報取得加算について

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」から「医療情報取得加算」へと名称が変更されることとなります。

当院はオンライン請求資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得活用することで質の高い医療の提供に努めています。

国の定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月1日より下記の通り算定致します。

初診時（月に1回）

- 加算1（マイナ保険証を利用しない場合）：3点
- 加算2（マイナ保険証を利用した場合/他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合）：1点

再診時（3ヶ月に1回）

- 加算3（マイナ保険証を利用しない場合）：2点
- 加算4（マイナ保険証を利用した場合/他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合）：1点

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。